

【資料１】

2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託に係る企画提案競技実施要領

第１ 趣旨

秋田県（以下「県」という。）は、令和９年に神奈川県横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」において、県産花き及び自然豊かな本県の魅力を国内外へ発信し、県産花きの需要拡大及び観光誘客等を図るため、屋内出展を行う。本要領は、当該屋内出展の企画・設計業務委託に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものである。

第２ 業務の概要

- 1 名称
2027年国際園芸博覧会 屋内出展展示企画・設計業務委託
- 2 業務内容
別紙【資料２】業務委託仕様書に示すとおり
- 3 対象業務の範囲
本公募の応募書類として提出いただく企画提案書をもとに県と協議し、屋内出展の設計業務を実施する。なお、本業務に実際の施工や維持管理は含まない。
- 4 委託期間
契約締結日から令和８年12月25日（金）まで
- 5 契約上限額
1, 7 6 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額含む）

第３ 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 公募開始 | 令和８年7月29日（水） |
| 2 質問票の提出期限 | 令和８年8月17日（月）午後５時 |
| 3 上記質問に対する回答 | 令和８年8月18日（火） |
| 4 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和８年8月21日（金）午後５時 |
| 5 参加資格確認結果の通知 | 令和８年8月25日（火） |
| 6 参加資格が認められない理由の請求 | 令和８年8月28日（金）午後５時 |
| 7 企画提案競技参加申込書等の提出期限 | 令和８年9月4日（金）午後５時 |
| 8 審査会の実施 | 令和８年9月中旬 |
| 9 審査結果の通知 | 令和８年9月中旬 |
| 10 契約締結 | 令和８年9月下旬 |

第４ 事務局

秋田県農林水産部 園芸振興課 果樹・花きチーム
住 所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1
電 話 018-860-1804
F A X 018-860-3822
電子メール engei@pref.akita.lg.jp

第５ 提案に係る質疑応答

- 1 提出形態
実施要領等に関する問い合わせについては、質問票（様式１）により受け付ける。
- 2 提出方法
第４の事務局へ電子メールにより提出すること。
- 3 受付期間
公募開始日から、令和８年8月17日（月）午後５時まで。
- 4 回答方法
回答内容を、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。
なお、回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

5 その他

本企画提案競技に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は本要領に定める
手続以外は受け付けない。

第6 参加資格

本委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件をすべて満たす者で、か
つ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

1 必須要件

- (1) 秋田県内に本社（総括部局）又は本店を有する営利法人（会社法（平成17年法律第86号）
に規定する株式会社、合同会社、合資会社、合名会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律（平成17年法律第87号）に規定する特例有限会社）であること。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、県の求めに応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる
体制を有すること。
- (3) 受託業務について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であ
ること。
- (5) 参加資格申請の日において、県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立をしている者若しく
は再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を
受けた者を除く）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立を
している者若しくは更正手続開始の申立がなされている者（同法第41条第1項に規定する更
正手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第2号に指定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日
から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

2 選択必須要件

次の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度の有資格者名簿において、土木関係建設コンサ
ルタント業務に登載されていること。
- (2) 過去5年以内に植物（生花・植木等）を用いた展示や設計、又はそれに類する業務の実績
を有すること。

第7 参加資格の確認

本委託に関する企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出期限までに第4の事
務局に提出すること。

1 提出書類

- (1) 企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 県の入札参加資格があることを確認できる書類 ※第6の2（1）に該当する場合
- (3) 類似業務の受託実績について（様式3） ※第6の2（2）に該当する場合
- (4) 会社概要整理票（様式4）
- (5) 共同提案者について（様式5） ※共同提案の場合

2 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで

3 提出方法

電子メールにより提出すること。

4 確認結果

令和8年8月25日（火）までに電子メールにより通知を行う。

5 参加資格が認められない理由の請求

- (1) 参加資格が認められなかった者は、令和8年8月28日（金）午後5時までに書面（様式任
意を電子メールにより提出）で、その理由の説明を求めることができる。
- (2) 県は、書面を受理した場合、理由を求めた者に対し、その理由を令和8年9月1日（火）
までに電子メールにより送付する。

6 参加資格の喪失及び辞退

- (1) 参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなった者は、参加資格を失うこととする。

- (2) やむを得ず辞退する場合、企画提案競技参加辞退届（様式6）を直ちに事務局へ提出することとする。

第8 企画提案書等の作成及び提出

1 提出書類

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式7）
共同提案をする場合には、責任者を明確にし、参加者名を連名で記載すること。
- (2) 企画提案書（様式8-1、2、3）
ア 企画提案書の作成にあたっては、別紙【資料2】業務委託仕様書に記載されている出展テーマや展示デザインのイメージを踏まえた内容にすること。
イ 様式8-3は、様式8-2で提示したコンセプト等を視覚的に補足するための、ブース全体のレイアウトイメージを作成すること。レイアウトの大まかな位置関係やアイデアが伝わることを最優先とする。正確な寸法は不要であり、デジタル技術の有無や絵の巧拙は評価に影響しない。
- (3) 業務運営体制（様式任意）
本業務委託実施のための実施体制及び配置担当者等を記載すること。
- (4) 見積書（様式任意）
本業務委託実施に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とその内訳を記載すること。
見積額が第2の5の契約上限額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。
- (5) 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票（様式9）
※該当者のみ

2 提出方法

電子メールにより提出すること。

※30MBを超える場合、セキュリティの都合によりファイルが受信できないため、大容量ファイル送付サービス等を使用して送付すること。

3 提出期限

令和8年9月4日（金）午後5時まで

4 留意事項

- (1) 提出できる企画提案書は、1者1案とする。
- (2) 提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類の訂正、差し替え及び撤回は認めない。

第9 委託候補者の選定方法等に関する事項

本企画提案競技については、農林水産部園芸振興課内に設置する審査会が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

1 審査方法

企画提案書によるプレゼンテーション（説明15分、質疑応答10分程度）により審査を行う。

2 プレゼンテーションについて

(1) 実施日

令和8年9月中旬

なお、審査の実施時間や場所については別途連絡する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 説明資料等

提案内容の説明は、提出済みの提案書類に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。

(4) 貸出物品

机、椅子、電源、モニター、HDMIケーブルについては、県で用意する。それ以外のプレゼンテーションに必要な物品は、提案者の負担において用意すること。

- (5) その他
提案者が通知された時間までに参集しなかった場合は、審査に参加する意思がないものとみなし、評価の対象から除外する。
- 3 委託候補者の選定方法
審査会における審査結果の第1順位者を、委託候補者として選定する。なお、第1順位者が複数名となった場合は、見積金額の低い者を上位として選定する。ただし、審査員による評価点数の平均が6割未満である場合は選定しない。
- 4 審査結果の通知
審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メールで通知するとともに、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。
- 5 苦情申立て
審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日（県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、県に対して書面により申立てをすることができる。

第10 契約に関する事項

- 1 契約の方法
第9により選定された委託候補者と随意契約する。
- 2 契約に係る仕様等
委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約について協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除する場合がある。
また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- 3 契約保証金
受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3項により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこれを免除する。
- 4 選定の取り消し等
契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

第11 公正な企画提案競技の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしてはならない。
- 2 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- 3 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- 4 参加者が、連合又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第12 その他

- 1 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る（元が外国語で現在日本語として使用されているものに関してはこの限りではない。）。
- 2 本企画提案に係る一切の経費（プレゼンテーション審査への対応を含む。）については、参加者の負担とする。

- 3 参加者は、企画提案書作成のために県より受領したすべての情報について、県の詳細を得ないで公表や本業務以外に使用しないこと。
- 4 提出書類の取り扱い
 - (1) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - (2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。
- 5 提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した際の責任は、参加者が負うものとする。